令和６年６月

　　　福祉用具購入における申請書類について

　令和６年４月から一部の福祉用具については利用者への十分な説明、多職種の意見及び利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うことにより、貸与だけではなく販売を選択することが可能になりました。

選択制対象の福祉用具を販売した場合は、下記のとおりの対応をお願いします。

記

１　サービス担当者会議の要点又は福祉用具サービス計画書等に次の事項を記載してください。

(1) 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明したこと。

(2) 利用者の選択に当たって必要な情報を提供したこと。

(3) 医師や専門職の意見、利用者の身体情報等を踏まえ提案したこと。

２　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に福祉用具が必要な理由に加えて、貸与ではなく購入を選択した理由を記載してください。